

池袋労働基準監督署からのお知らせ

災害事例

最近池袋労働基準監督署管内において、下記のような墜落死亡災害が発生しました。

【災害発生状況】

勾配 6 度のアスファルト道路上に設置された電柱の電話線の故障修理作業において、経験 35 年の男性作業員が同電柱に掛けた伸縮はしごから降りる際に、推定約 3 m の高さにおいて足を滑らせ墜落し、道路上に頭部等が激突して死亡したものの。

本件の災害のように、はしごや脚立等から墜落しても打ち所が悪ければ死亡に至る場合があります。本件については当初高所作業車を使用して作業を行う予定としていたが、勾配のある坂道であったため高所作業が使用できなかったことから移動はしごを使用したものです。

同はしごは脚部に滑り止め装置があり、かつ、はしごの頂部にははしごを固定する装置があったため、はしごの転位はありませんでした。また、はしご昇降中の墜落防止器具(安全ブロックの一種)も現場に持ってきていたが、実際には使用しないで昇降していました。特に高いはしごを使用する場合は、必ず安全ブロック等の墜落危険防止対策を講じてください。

代休制度について

当署が事業場を臨検監督した際に代休制度を採用しているいくつかの事業場において下記の問題点が認められましたので適正な労務管理のための参考にしてください。

記

【問題点】

- 1 翌週以降に代休を取得しているが、割増賃金を支払っていない。
- 2 代休を取らずに賃金支払日を過ぎてしまった場合でも同支払日に一旦割増賃金を支払う等の精算を行っていない。

【解説】

問題のあった事業場の多くは、代休制度を全て振替休日制度として扱っているため、割増賃金を支払っていなかったものです。ご承知のことと思いますが、振替休日とは、本来の労働日を休日とし、その日を含む週内(ここが大事です)に休日を振り替えることです。

その結果、その週の総所定労働時間は変わらないため、単に休日と労働日が変わっただけのことなので割増賃金の問題は生じません。ところが、その週を超えて休日を

振り替えた場合(これは振替休日ではなく代休となります)、労働日と休日を交換したことについては先ほどの振替休日と変わりませんが、代休日が週を超えたことにより、本来の所定休日に出勤した週の労働日数が6日となる場合はほとんどが法定週労働時間の40時間を超えることになります。

要するに予め休日と労働日を振り替えたと言っても変形労働時間制以外に所定労働時間が週40時間を超えることは認められませんので、超えた時間は全て時間外労働時間として扱う必要があります。つまり、その場合振り替えたと言っても出勤した従来の所定休日は振り替えたことによって労働義務が当然に生ずるものではなく、あくまで休日出勤(または週40時間超えの時間外労働扱い)となるので、36協定の範囲でしかこのようなことはできないことになります。

したがって、就業規則等で代休を取得した日については、1日分(所定労働時間分)の賃金を控除すると規定し、そのように運用しても差し支えありませんが、所定休日労働日については、少なくとも週40時間を超えた時間については時間当たり125%の賃金を支払う義務があります。つまり、1回の代休については、差し引き時間当たり25%の割増賃金の支払いが必要になるということです。これが、事業場で所定休日労働は全て時間当たり135%の賃金を支払うと規定していれば、差し引き35%の賃金を余計に支払う必要があります。代休制度そのものが問題であるというわけではなく、代休制度は労働者の総実労働時間の削減のために効果のある制度ですが、代休を取るかどうかということについては、労働者の自由でするので、強制的に事業場が代休を取らせることはできません。

以上のように代休は所定休日労働または週法定超えの時間外労働と見なされるので、所定賃金支払日には必ず、代休日と精算した割増賃金を支払う必要があります。所定賃金支払日を超えて代休を取得することとなった場合は、所定賃金支払日に通常の休日労働割増または週40時間超えの時間外労働割増賃金を支払う必要があります。なお、「週内の振替え」の「週」とは、事業場で規定がない限り、日曜日から始まり、土曜日で終わる1週間のことを言います。

したがって、日曜日を法定休日、土曜日を所定休日としている事業場で、土曜日に出勤させて後日振替休日を取らせようとしてもその週は土曜日で終わりなので後日に振替休日を取らせることは不可能となります。したがって、どうしても振替休日になりたい場合は、その週内の土曜日の前の曜日に振り替える必要があります。ちなみに最も振り返る機会が多い1週間の規定の方法は、土曜日から始まって金曜日に終わる1週間です。しかし、この場合は、事業場で就業規則等にそのように規定しておく必要があります。

以上の問題は、特に建設業の現場事務所において未だに見られる問題ですので特にその業界の事業場におかれましては今一度確認していただくようお願いいたします。



ハローワーク池袋だより



若年者等雇用化特別奨励金の求人を出されている(又は提出予定)の事業主の皆さまへ

当該奨励金は、平成23年度末までの時限措置として、当初の予定通り、平成23年度末で終了することとなりました。奨励金の支給対象となるのは、平成23年度末までに正規雇用を開始した場合となります。

したがって、特に「トライアル雇用活用型」及び「有期実習型訓練終了者雇用型」については、トライアル雇用及び有期実習終了後の正規雇用開始年月日が平成24年3月31日まででないと支給対象となりません。

◎お問合せ:事業所第一部門 求人担当 03(3987)8609 部門コード31#

【参考】東京ハローワークサイトのトップページ内の「事業主の方へ」→「各種助成金のご案内」をご参照ください。

応援します！！職場のいきいき健康

東京城北地域産業保健センターからのお知らせ

3月11日に発生した東日本大震災により、多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意を捧げます。被災された皆様、ご家族の皆様にお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

これから冬本番を迎え、徐々に気温が低くなってきます。寒い時期に増えてくるのは、脳や心臓の病気です。脳では、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、心臓では心筋梗塞が多くなってきます。いずれも血圧が高くなることと関係があります。

気温が低くなると、血管が収縮することで血圧が高くなり、その結果血管が詰まったり、破たんしたりします。特に、家の中では室温の差が問題になります。暖かい部屋から寒いトイレや脱衣場、風呂に入る時に急に血圧が上がります。便秘などして力んだりする場合にはなおさらです。入浴時には寒さで血圧が上がり、浴槽に入って温まることで急激に下がるとともに脈拍が上がることで、心筋梗塞や脳梗塞などを起こしやすいと思われれます。対策としては、トイレや脱衣場などには小さな暖房器を用意して、他の部屋との温度差をなくすようにしましょう。

その他便秘にならないようにする、入浴時には手足からぬるめのお湯をかけていき、徐々に体にかけるなどの注意や、熱い風呂に長時間つからないようにするなどの注意が必要です。

またこの時期、外で飲酒をする機会も多くなります。暖かい部屋でたくさん飲酒した後、外の寒い風にさらされると、急激な血圧上昇を招くこともあるので、飲みすぎには十分注意して下さい。

このように、寒い時期には血圧が上がらないように生活に注意が必要で、外出時には気温にあった暖かい服装にして下さい。一方で夏の暑い時期にも脳梗塞や心筋梗塞の発症が多いことも知っておいて頂いた方がいいでしょう。これは暑さにより汗をかいて、血管の中がドロドロになるため血管が詰まることが考えられます。冬場でも、たくさん飲酒した時には注意が必要です。飲酒すると水分をたくさんとったように思えますが、アルコールには利尿作用があるので、実際には血管の中は脱水傾向です。飲酒が多かった時には十分な水分摂取が必要です。規則正しい生活で、毎日をお過ごし下さい。

平成 23 年度からの地域産業保健事業の運営内容の見直し、厚生労働省より通達されました。下記の項目に相談内容が重点化されました。

A. 特定健康相談（健康診断後の対応）

- 1) 健康診断結果に基づいた医師の指導
- 2) 脳・心臓疾患の危険が高い労働者に対する保健指導
- 3) メンタルヘルス不調の労働者に対する保健指導

B. 長時間労働者に対する面接指導

いずれも相談は予約制ですので、下記にお問い合わせください。

東京城北地域産業保健センター

〒173-0012 板橋区大和町 1-7 板橋区医師会館 3 階

☎ (3962) -4848 fax (5943) -1023

**労働安全衛生法等の各種OCR様式が改正され、
東京労働局ウェブサイトから印刷できるようになりました。**
ホーム > 各種法令・制度・手続き > 法令・様式集 > 様式集 > 安全衛生関係 >
労働者死傷病報告など主要な様式・リンク先はこちら
(必要な様式をダウンロードしてご使用下さい。)